

厚生環境教育委員会行政視察報告

厚生環境教育委員会委員長 荒金 卓雄

- 【視察日程】 令和4年5月11日（水）～13日（金）
- 【視察委員】 荒金卓雄 委員長、森大輔 副委員長、
平野文活 委員、黒木愛一郎 委員、穴井宏二 委員
- 【視察地】 千葉県鴨川市、東京都台東区
- 【調査事項】 鴨川市：鴨川市福祉総合相談センターの取組について
台東区：台東区立図書館のオーディオブックとデジタルアーカイブの
取組について

1 鴨川市福祉総合相談センターの取組について

視察先：鴨川市市民福祉部 健康推進課

1) 鴨川市の概況（特徴）

- ①医療環境について人口10万人あたりの比較で、病院数、病床数、医師数は、千葉県下37市中第1位である。
- ②鴨川市内4圏域の世帯数・人口の特徴は、15歳未満の人口割合が鴨川地区以外は10%以下であり、65歳以上の人口割合が鴨川地区以外は40%以上である。

2) 総合保健福祉会館（ふれあいセンター）の推進体制

1階に健康推進課、福祉課（福祉事務所）、子ども支援課があり、市立国保病院・教育委員会と連携、2階には鴨川市社会福祉協議会があり、1階の各部署と連携している。

3) 鴨川市の健康福祉課題

人口減少、少子高齢化、単身・核家族化から以下の課題がある。

- ①家庭や地域の連帯感の弱まり、地域自治会の加入率低下
- ②地域から孤立する高齢者、生活困窮者、ひきこもり者が増加し、生活に様々な課題を抱えている人たちが増加している。
- ③課題が複雑化・複合化し、8050世帯、介護と育児のダブルケア等が顕在化している。
- ④生活習慣病の有所見者、要介護（支援）認定者が増加し、医療給付費、介護給付費が増加している。

このことから、新たな健康福祉の方向性として、高齢者、子ども、障害者等に対応可能な仕組みづくりが必要となり、新たな「地域包括支援体制」構築に向けた取組を推進するため、住民参加により、第3期鴨川市健康福祉推進計画を令和2年度に策定した。

4) 地域における住民主体の課題解決

子ども、障害者、高齢者など、生活上の困難を抱えている人を対象に、住民に寄り添いながら生活全般の支援をして、地域の中で解決できない課題があった場合、包括的・総合的な相談支援機関につながる仕組みづくりが必要となった。

住民にわかりやすい総合相談窓口として平成24年度に福祉総合相談センター（以下、「相談センター」という。）を開設。児童、障害者、高齢者、DV被害者などの相談を一元化し、困難ケースに対応する窓口として、主訴が明確でない相談、多様・複合的な問題を抱えた相談、専門機関につないだり、多機関との連携が必要な相談などに対応することとなる。

5) 相談センターの相談支援機能と役割

分野横断的なワンストップ相談支援として、基本は家庭や地域に出向いて課題を整理し、解決案・方向性を見出し、つなぐということを行っている。

具体的には、地域住民の困りごとの相談支援、関係機関等との調整・連携（警察・保健所、市町村、県等）、市役所内の関係部署との調整、人材育成を行っている。

6) 総合相談実現までの問題と解決策

市役所内担当課職員が、子ども、障害者、高齢者等の「総合相談」の必要性について温度差があり、円滑に準備は進まなかったが、縦割りから横断的な相談支援へ課を超えて関係職員の意識改革を行うために、平成23年度から定期的な勉強会と打合せを行った。職員からは、これまでの業務はどうなるのか、相談センターは何をするのか等の質問が出た。

現在も年度初めには関係部署と相談センターとの打ち合わせを実施し、情報共有を図り、スムーズな対応ができるようにしている。

相談センターの設置にあたり、24時間・365日対応とするシステムフローは実践を積み重ねて確立した（要した期間は1年）。休日・夜間対応は、基幹型相談センター（直営）の電話をサブセンター（委託先：社会福祉法人）に転送し、社会福祉法人で相談員が対応している。緊急対応が必要な内容の場合、基幹型相談センター職員とサブセンター職員が対応。場合によっては、他の関係機関と連携し、対応を行うこともある。

7) 相談センターにおける総合相談の取組の成果

子ども、障害者、高齢者等への相談支援が実現し、事案が深刻化する前段階での迅速な対応が可能となり、福祉アクセシビリティ（利用のしやすさ）による総合相談支援が可能（相談センターを3か所設置）となった。

新規相談件数は平成24年度（市直営センターのみの件数）642件から令和3年度（市直営とサブセンターの合計件数）は新型コロナウイルスの影響で少し減少したものの、660件であった。

8) 総合相談に取り組んだことによる役割の変化

子ども、障害者、高齢者等への相談支援が、対象者ごとの「個別支援」から「家族」を視点に、自立した生活支援へと意識変化があり、職員間の互いの仕事・役割の理解による円滑な業務遂行へとつながった。また、総合相談を行う専門職が中心となって、初期対応と支援方針を決め、制度上必要な手続きを行う行政事務職員へと「つなぐ」役割が明確になり、部署間・職員間の調整・連携が図りやすくなった。

平成30年度には地域支え合い活動の展開として、長狭地区で社会福祉協議会、生活支援・介護予防サポーターによる地域の支え合い活動を行った。地域の方たちがボランティア活動をする上で重要なのは、人と人との信頼関係、人とのネットワークである。ソーシャル・キャピタルが醸成され、好循環の展開ができてきている。

9) 新たな地域包括支援体制

地域の中で複合的な課題（要介護高齢者と障害を抱えた子どものいる世帯など）を抱えている要支援者に、地域ケア会議を活用した相談支援包括化推進会議において相談センターが相談支援に係る包括的なコーディネートを行っている。具体的には、包括的な相談対応、世帯ニーズに合わせた総合的な支援、関係機関との調整やネットワーク強化である。

10) 鴨川市の地域包括支援体制充実にに向けた取り組みの特徴

- ①児童、障害者、生活困窮者、DVなどにも対応した包括的相談窓口支援・地域支援
- ②相談センターを軸に、要支援者の「自立」に向けた多機関・多職種との連携
- ③市内及び広域（二次医療圏／3市1町）連携による地域包括支援体制の推進

11) 相談センターに係る予算

①相談センター（直営）

ア) 一般会計 職員人件費（総合相談3人分） 12,722千円

イ) 介護保険特別会計 職員人件費 22,334千円

②相談センター 天津小湊（サブセンター）

ア) 介護保険特別会計

地域包括支援センターサブセンター業務委託料 22,156千円

③相談センター 長狭

ア) 介護保険特別会計 福祉総合相談センター業務運営負担金 13,198千円

12) 質疑

Q：生活困窮者やひきこもり者の増加とあったが、どうやって該当者を把握しているのか。

A：家庭の外にはわからないようにする家庭もあるため把握は難しいが、民生委員を通じての相談が多い。

Q：民生委員からの相談は増えているか。

A：増えている。ケアマネージャーから訪問した家庭にひきこもりの子がいて、どう関わったらよいかという相談が増えている印象がある。8050世帯について民生委員とケアマネージャーに調査を行ったが、障がいのある子がいるとか、ひきこもりの子がいるとの報告が多くあがってきた。

Q：民生委員からごみ屋敷についての相談や、一人暮らしのアパートに新聞がたまっているが、社会福祉協議会の人々が訪問に行っても会えないという相談はどう対応しているか。

A：ごみ屋敷の相談については、市の関係課と連携し対応している。相談に対して拒否的な方は、相談を重ねることで話しができる機会を持ち、相談にのっていく。

Q：ごみ屋敷について、大家から苦情があり、出て行ってほしいが出て行かない場合について、法的手段をとる手伝いはしているか。

A：していない。

Q：相談センターの職員は正規職員が6人、会計年度職員が2人で365日・24時間対応しているということだが、どういうシステムでやっているのか。かなり大変な業務をしていて、これだけの人数を相談センターにさいている。かなり思い切った職員配置だと思うが、市全体の職員数は何人いるのか。

A：市の職員は月曜から金曜までの勤務。土日と夜間はサブセンターに電話がつながる。サブセンターは社会福祉法人に委託しているので、社会福祉法人の職員が当番制で携帯電話を持って対応している。様々な相談が受けられるベテランの職員が対応してくれている。相談センターの職員につなげる相談内容は緊急のもの等あらかじめ決めている。

市の職員は全部で約470人。相談センターの正規職員6人は専門職で保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーである。経験年数も長い職員が多く、相談援助経験も積んでいるが、次の人材を育てるのが課題である。

Q：職員の育成はどうしているのか。

A：正規職員は専門職であり、基本的な知識はあるが、相談を受けるための知識は徐々に取得していった。基本的な研修や外部の研修を受講するなどして学んでいる。また、他の自治体や関係機関の情報をもらいながら知識を得ている。

Q：相談の解決までには時間がかかると思うが、相談経過の情報共有はどうしているのか。

A：各機関の相談のケース記録をパソコンで共有している。相談センターにおいて権限を管理し、職員に権限を付与し、閲覧できるようにしている。また、システムを導入しスマートフォンでも検索して閲覧することができる。

Q：相談センターの職員として困ったこと、苦労したこと、良かったと思ったことはあるか。

A：福祉は困っている人への支援であるので、仲間と一緒に支援をすることにやりがいを感じている。ひきこもりの人で5年相談にのっていた人が、自らアルバイトをして就職している姿を見た時はとてもうれしかった。

13) 視察の成果（視察参加者の考察）

・荒金 卓雄 委員長

私が感銘した相談センターの取組みの特長は、対象者を問わない相談窓口（高齢者・障がい者・児童・DV/生活困窮等など）であり、適切な保健福祉サービスの提供に向け横断的な総合調整を行い、24時間・365日対応する受付のシステムフロー（仕組み・手順）を、多くの実践を積み重ねて確立してきたことである。

相談実績の件数や分類から、相談内容が広範囲の分類に広がっている実態が浮かび上がっている。相談内容別に12分類（制度・サービス内容、独居、認知症、介護保険、施設入所、医療、就労、生活全般、家計経済、虐待・DV、権利養護、その他）に分けていて、高齢者相談は、就労を除く10分類に及び、障害者相談は、施設入所や就労、医療など7分類に及ぶ。令和3年度の相談実績は合計660件の内、家計経済とその他（生活困窮者対応を含む）2分類が約20%を占めて、経済面での生活の困りごとが多数であった。従来の行政窓口の区分（高齢者、障がい者、児童）では対応困難な相談事の実態が見て取れた。

別府市も今後必ず、「福祉総合相談」事業を実施していく必要が高まる。そして、その事業が市民福祉充実の成果を得るためには、鴨川市のように「市直営」センターと、「業務委託サブセンター」の組み合わせ方式が大いに参考になると考える。

・森 大輔 副委員長

少子高齢化に伴い、様々な福祉課題に対応するべく本市も福祉のまちとしての役割の強化が求められている。地方自治体の存在意義は市民福祉の充実と市民生活の向上である以上、相談センターというワンストップ窓口を通しての市民が相談しやすい「断らない相談窓口」の設置は、本市の福祉行政のあり方にとって大変参考になり、同様の取組を進めるべきであると考えます。

・平野 文活 委員

相談センター設置の動機が「住民から、対象者を問わない相談窓口をとという要望があったことにより」とのこと。この要望を受けとめて「主訴が明確でない相談、重層的課題の相談に包括的に対応する」という。ここには「住民本位の市政」という市の政治姿勢が表れていることに感銘を受けた。

さらに、同センターを管轄している市健康推進課30人の職員のうち6人（ほかに会計年度職員2人）による市直営で実施している。住民の困りごとを正面から受け止めようとしている市の対応にも感銘を受けた。

この政治姿勢は、同センターを基幹として、ほかに3か所のサブセンターを開設し、365日・24時間対応の体制を取っていることにも表れている。

さらに、「解決方法を一緒に考えます」という「伴走型」で対応し、「関係機関と連携して解決をめざす」という。現在の複雑な社会のなかで「ひとりも取り残さない」をスローガン倒れにしないという市の姿勢に心から感銘を受けた。

・黒木 愛一郎 委員

相談センターの職員と地域との関わり方について、職場でも地域でもその他の外部機関との連携は重要であり、職員は自宅に戻れば地域住民の構成員であり、地域活動を通じて地域の方との関係性が生じるため、日頃から積極的な参加が必要であると考え、地域とつながりを持ち、相談がつながる仕組みを構築していた。職員が地域とつながりを持つことはどの自治体においても重要である。

相談センターは、どのような人でもその地域・関係性から排除しない「ソーシャルインクルージョン」の理念に基づき、市民からの相談は断らず、さまざまな相談に対応する取組を行っていた。その取組は本市においても参考になる取組である。

・穴井 宏二 委員

鴨川市においても、人口減少、高齢化など様々な課題が浮き彫りになってきており、地域連帯感の希薄化、生活困窮者、引きこもりの方の増加がある。家族が外に出せない問題もあり民生委員からの代弁や地域へ出て行き問題を引き出している。介護と育児のダブルケアもしっかり把握する姿勢があり、私も議会で取り上げたが、行政側の問題意識が薄い答弁が見られた。鴨川市は主訴が明確でない相談、複合的、多機関との連携も行っており、事態が深刻化する事前段階での対応ができるなど目に見える成果があり、電話対応や来所が基本などではなく、まずまちに出向き関係部署と連携する。この姿勢が大事である。

1 4) 視察の様子



2 台東区立図書館のオーディオブックとデジタルアーカイブの取組について

視察先：台東区立中央図書館

1) 台東区の概要

面積は東京23区で最小。人口は20万4,431人（令和3年度末）。昭和35年には32万人いた人口が、平成7年には15万人まで下がったが、人口増の取組により、人口は増加している。

2) 台東区立図書館について

区内に図書館は7つあり、連携施設は2つある。連携施設は複合施設の中にあり、本の受け取り・返却ができる。7つの図書館について、中心から1km円を描くと、台東区の全てのエリアをカバーしている。区民にとって利用しやすい配置となっている。中央図書館は区の中心的な図書館である。

①取組方針（平成30年度制定）

- ・「知りたい・学びたい」に応える
- ・子供の成長を支える
- ・歴史・文化を伝える
- ・絆が生まれる

②運営体制等について

運営方法は全館直営（窓口業務は委託）。月曜日は休館日の館もあるが、どこか別の図書館が開いているように休館日を定めている。

③特徴

- ・池波正太郎記念文庫（平成13年の中央図書館移転に伴い開設）
- ・企画展は3か月ごとに入れ替えを行い、利用者からは好評を得ている。
- ・平成23年からICタグシステムを導入。全ての資料に貼っているため、完全にセルフで予約・貸出・返却ができ、コロナ禍において、利用者の安心利用につながっている。
- ・図書館システムによる充実したサービス提供（令和4年度システムリプレースを実施）
- ・ホームページの多言語化を行った。窓口には音声翻訳機を置き、語学堪能な職員を配置している。

3) オーディオブック導入について

①オーディオブックとは

「紙・電子に続く第三の書籍」として注目を集めている。ナレーターや声優が朗読した本などの音声を、ご自身のパソコンやスマートフォンで聞くことのできるサービスであり、手や目を使わずに聞くことができる。

②サービス概要

利用登録のある区民、在勤・在学の方が使える。同時閲覧人数の制限・視聴回数の制限はなく、コンテンツは約6,300点。令和4年1月から3月の利用実績は1,173件で、利用年齢層は30代が一番多い。30代はこれまでの図書館ユーザー層ではなく、今まで使っていなかった層に支持されている。

③導入背景

令和元年度から利用者（来館者）が大きく減少しているが、貸出冊数は微減であったことから、コロナ禍で来館控えをしているが、利用者のニーズは減っていないことがわかった。一方、WEB予約数は増加しており、来館して書架で資料を探す利用者が減少し、WEB等で予約して借りる利用者が増加していることがわかった。このことから、非来館型サービスの充実が課題であったが、図書館システムの更新に伴い、解決策を模索し、オーディオブックを導入することとなった。その他のサービスとして、宅配サービス、動画配信、オンライン講座等がある。

④障害者サービスの観点から

- ・2016年4月に障害者差別解消法が施行され、図書館としては、視覚障害者等の本を読むことに障害のある人々も「読書」することができる環境を整備し、誰もが使える図書館の実現を目指すこととなる。
- ・2019年6月には、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）が施行、基本理念（第3条）で「視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することを鑑み、その普及が図られるとともに、引き続きアクセシブルな書籍が提供されること」とある。
- ・SDGs（持続可能な開発目標）について、オーディオブックにより様々な情報提供をすることで、図書館を通じて、乳幼児から高齢者まで障害者も含めたすべての方の自己教育を支援し、司法への平等なアクセスを提供することに貢献することができる。
- ・既存サービス（対面朗読サービス等）の補完として、オーディオブックはご自身のタイミングで再生、気軽に利用できる。
- ・電子書籍での読書は読む必要があるが、オーディオブックは耳で聴く読書であるので、障害のある方が利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる。

⑤台東区立図書館でのオーディオブックの使い方

蔵書目録検索システム（OPAC）にアクセスし、分類検索を選択。ジャンルを選択し検索。検索一覧から聴きたい資料を選択し、「オーディオブックを聴く」を押すと視聴可能。

4) デジタルアーカイブについて

①デジタルアーカイブとは

台東区の所蔵している資料を電子化して管理し、公開しているシステム。インターネ

ットを通じて資料の検索、デジタル画像の閲覧をすることができる。

■公開資料	和本	150点
	浮世絵	600点
	地図	150点
	絵はがき	2,000点
	写真	6,000点

②デジタルアーカイブの沿革

平成15年 画像のデータ化を進める

平成29年 貴重資料データベース公開。蔵書目録検索システムにて、貴重資料の専用検索が可能となる。

令和4年 図書館のシステムとは別にデジタルアーカイブデータベースを構築・開設

③デジタルアーカイブの概要

横断検索のために図書館システムにデータを登録。そうすることで検索結果の一覧に貴重資料も出てくるようになり、多くの人の目に触れる機会となる。さらに貴重資料タブをクリックすると、書誌詳細が出て、サムネイルが表示される。さらにそこから気になればよりよい情報のある「デジタルアーカイブデータベース」に遷移してより細かい情報が見ることができる。

貴重資料にしかないデータ項目を図書館システムのフィールドに用意すると、データ量が膨大となるため、デジタルアーカイブは別システムとして構築し、両システムに連携させることとした。

④郷土資料の公開までの流れ

- ・収集 毎年30～50件程度購入、定点写真を約70点撮影
- ・職員と業者委託によりデジタル化
- ・職員による書誌作成
- ・デジタルアーカイブへの登録

新規購入分の画像・書誌データを職員でシステムにアップロード

※現物については、中央図書館内で保管している。

⑤デジタルアーカイブの特徴

専用システムを導入したことで、高精細・高画質な画像の表示、詳細な書誌データの表示、拡大やスクロール等の操作性向上、2つのビューアの使い分けが実現した。

二次利用について、写真以外はフリーダウンロードを可能とし、国際基準の「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」の中で最も自由度の高いライセンスを採用。クレジット表示により、営利目的の二次利用も可能である。また、国の運用するプラットフォームであるジャパンサーチと連携したことで、利用者による台東区の保有する貴重資料

の外部発信へとつながった。

⑥デジタルアーカイブの使い方

図書館のホームページから図書館蔵書目録検索システム又はデジタルアーカイブに遷移し、貴重資料を探す。

5) 質疑

Q：休館日に「曝書」とあるが、曝書とは何か。

A：システム上蔵書は63万冊であるが、その冊数が書架に実際にあるのか冊数を確認する作業である。年に1回行っているが、ICタグがあり効率的にできるため、2～3日で終了する。

Q：在勤・在学の人でも利用できるということだが、どのくらいの利用者がいるか。

A：一番多いのは、区内在住の人だが、次いで多いのが在勤・在学の人である。他区に近いところは越境の学生も多いので、利用者はかなりいる。

Q：貸出冊数は減っているとのことだが、それでも区民一人当たりの貸出冊数は別府の約3倍である。宅配サービスを行っていることが貸出冊数の多い所以であると考えられるが、宅配サービスとはどのようなサービスか。

A：障がい者で来館の難しい人に本を自宅に宅配するサービスである。

Q：オーディオブックのシステムに要する費用はいくらか。

A：図書館システムと一緒に改修したので、内訳は出していないが、オーディオブックについては年間数十万である。

Q：既に大きな文字の本やCDに録音したものが図書館には並んでいる。オーディオブックの魅力は何であるか。

A：図書館に来館して、借り手の手続きなく自宅で楽しめる。利便性の高いところである。

Q：オーディオブックを個人で録音はできるか。

A：著作権はサービス提供事業者にある。図書館独自で作成するのは難しい。

Q：電子書籍はあるか。

A：扱っていない。

Q：オーディオブックについて、利用者の反響はどうであったか。

A：窓口でオーディオブックの使い方を教えてとの声はかなり多かった。窓口で利用者向けのチラシを配付している。

Q：デジタルアーカイブについて実物資料の保管も従来通り行うのか。

A：保管は従来通り行っている。

Q：デジタルアーカイブは利用者なら誰でも使うことができるのか。

A：利用者登録しなくても誰でも見ることができる。

Q：デジタルアーカイブのデジタル化作業は委託でやっているのか。

A：和本は職員がやっている。ページごとに紙を挟んで裏うつりしないようにガラスで押さえてカメラで撮影している。地図・浮世絵は委託でやっている。

Q：デジタルアーカイブの作業はまだやっているか。

A：毎年追加される物もあるので行っている。昭和49年から定点撮影をしていてそういう物は毎年増えている。

Q：住民が持っているものを提供いただいていると思うが、貴重さの基準はあるのか。

A：写真は肖像権があるため、どなたが撮影したかはっきりしていないと公開できないので、住民から提供してもらうのは難しい。現在公開している写真は区が撮影したものである。定点写真はアマチュアカメラマンの方が撮影したもので著作権を譲っていただいで公開している。

6) 視察の成果（視察参加者の考察）

・荒金 卓雄 委員長

台東区立図書館が、紙・電子に続く「第三の書籍」として、オーディオブックを導入したことは、先見性に富んだものである。デジタル時代の新サービスではあるが、先ず図書館の利用実績を分析して「非来館型サービス」の充実が課題と結論を出し、解決策として「オーディオブックの導入」に踏み切った点を大いに評価したい。

タイミング的にも、全体の図書館システムの更新があり、システム事業者の勧めもあったと、好条件があったのは確かだが、やはり、公共図書館の新しい方向性を見据えた素晴らしいものと思う。本年1月～3月のオーディオブックの利用実績では、全1,173件の内30代と40代で44%を占めていて、高齢者以外にもサービス需要が高まる期待が持て、効果が見えていると説明があった。

デジタルアーカイブに関しても、図書館システムの更新を生かして思い切った改良を行い、「デジタルアーカイブデータベース」を別途に構築した。そのため、高画質・高精細で、専用のビューアーにより拡大してもクッキリ見えるものになっている。大きなスクリーンで検索画面の説明を受けたとき、鮮明に見える画像にビックリした。同データの二次利用は自由度が高いライセンスを採用し、利用者の活用度が広がると思う。

同図書館の先進的な2つの取組みは、別府市が令和7年度開館予定で進めている新図書館等整備計画に取り込むことを提言したい。

・森 大輔 副委員長

デジタル書籍が注目されている一方で、目や手を使わない第三の書籍としてオーディオブックの可能性は将来の図書館のあり方に新しい魅力を加える取組であると改めて認識できた。台東区の説明によると、これまでの図書館ユーザー層ではなかった30代の利用実績が増えていることから、今後の本市の図書館作りにおいても導入を検討すべきであるとする。

・平野 文活 委員

コロナ禍の2020（R2）年でも、貸出冊数は約120万冊、区民1人あたり6.2冊（別府市の2.7倍）を維持している。この要因は、約10km²の区域に本館のほかに8か所の分館等を設置して、区民のニーズに対応する体制を取っていることにあると思われる。それは、「図書館取組方針」の第1に、「『知りたい・学びたい』に応える」を掲げていることにも表れている。

・黒木 愛一郎 委員

目や手を使わない第三の書籍としてのオーディオブックは自分のタイミングで聞けることができる非常に便利な媒体であり、利用実績の年齢層は30代が一番多く、これまでの図書館のユーザー層ではないことから、普段図書館を利用しない年齢層にも魅力的な媒体であることがうかがえる。図書館利用者を増やすためにも、導入及び維持費面の負担も大きくないことから、本市においても導入を検討する余地はある。

・穴井 宏二 委員

利用登録者数は86,000人、蔵書数は63万6000冊となっている。オーディオブックを紙、電子に続く第三の書籍と捉え同時閲覧人数や視聴回数制限もない。利用実績も30代から50代までが全体の60%以上を占めており、図書館に行かずに利用できる。WEBで予約したあと借りる利用者が増加。スマートフォンが普及している中で、新図書館をつくる別府市は取り入れるべきである。デジタルアーカイブの郷土資料についてはデジカメで撮影し作成、全国から利用可能であり郷土を愛し、親しむ人間創りが重要である。

7) 視察の様子

